北海道自転車利活用推進計画の推進状況について

誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる 『感動!自転車②北海道』の取組

令和2年6月

北海道

北海道自転車利活用推進計画

◆趣旨

- ・社会環境の変化に伴い、自転車の果たす役割は大きく変化
- ・H29.5「**自転車活用推進法」**施行⇒自転車活用促進の取組加速
- ・H30.4 「北海道自転車条例」施行⇒自転車活用等を総合的に推進

自活法10条に基づく**都道府県自転車活用推進計画**として策定し、**北海道 自転車条例が掲げる理念を実現**

◆推進期間

策定時(2019.3)から2020年度まで

◆自転車を取り巻く環境

・自転車利用の現状:**日常生活での利用交通手段**は、自家用車の移動が

大半、自転車利用は1割程度

健康志向の高まりなど、利用目的が多様化

・自転車の安全利用:全交通事故件数に占める自転車関連事故の構成比

は横ばい傾向(約20%前後)

自転車事故をめぐる損害賠償は高額化

・自転車の走行環境:安全で快適な自転車利用環境創出のため、歩行者

と分離された自転車通行空間の整備推進

・サイクルツーリズム:地域活性化の新たな取組として**全国各地で展開**

◆北海道のめざす姿

に利用する



「知る」 「使う I [展開方向 I] 自転車の魅力を生かし た多様なサイクルスタ イルの実現

① 自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進

② 自転車利用環境の整備の推進

「安全」 「安心」 [展開方向Ⅱ] 自転車を安全で安心に 利用することのできる 環境の構築 ① 交通安全教育の推進

② 自転車損害賠償保険等への加入促進

③ 災害時における自転車の活用

④ 自転車利用環境の整備の推進(再掲)

① 国内外のサイクリストの誘客

② 北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出

③ 自転車利用環境の整備の推進(再掲)

「楽しく」 「快適し [展開方向亚] サイクルツーリズム の推進

に利用する

I 自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

知る使う

自転車が持つ**幅広い魅力や価値を生かし**、生活の様々なシーンで利用されるよう、**自転車を活用した多様なライフスタイル**などについて普及啓発を実施

- ○「環境に◎ 観光に◎ 健康に◎ もっと自転車北海道」キャンペーンの実施
 - ・AIR-G'と連携したラジオキャンペーンの実施
 - ・啓発資材の作成・配布(ポスター、リーフレット等)
 - ・幅広い層に自転車の活用・安全利用を目的としたイベント 「**もっと自転車北海道inチカホ**」の開催

(H30)

開催日:3/23(土)・3/24(日)

来場者数:1,500人

開催場所:チカホ北4イベントスペース

・ビギナー女性をターゲットとした体験ライドの実施



もっと自転車北海道inチ·カ·ホ



体験ライド

- ○自転車・自動車がお互いを思いやる道路環境を目指す『**フレン ドリーロード北海道**』キャンペーンの実施
 - ・ステッカーの作成・配布(大型車・自動車・自転車用)



「フレンドリーロード北海道」 ステッカー



ポロクルと連携した普及啓発

- ○タンデム自転車の公道走行に関する検討の実施
 - ・北海道サイクリング協会と連携した試乗等の実施
 - ・R2春の公道走行に向けた諸準備
- ○シェアサイクルの利用促進
 - ・シェアサイクル登録会をチカホで実施(R1.5.18~19)
- ○自転車利用環境向上会議の開催(R1.8.29~30)
- ○大規模自転車道線(道内10コース)の整備
 - ・札幌恵庭自転車道線等
- ○自転車ネットワーク計画への策定支援(石狩市)

Ⅱ 自転車を安全で安心に利用することができる環境の構築

安全 安心

全ての人々が、交通ルールやマナーなどを遵守し、**誰もが安全かつ快適に自転車を利用できる環境の** 整備を推進

- ○啓発資材の作成・配布
 - ・市町村や関係団体、事業者への周知
 - ・自転車小売事業者と連携した自転車 購入者への周知
- ○街頭啓発の実施
 - ・期別の交通安全運動
 - ・サイクルセーフティキャンペーン (4~11月)
 - ・自転車安全日(第1・第3金曜日)



啓発資材





サイクルセーフティーキャンペーン開始式(R1) 北大サイクリングクラブ安全利用宣言・模範走行

- ○幼児や小・中・高校生等を対象とし た自転車教育の実施
- ○民間事業者と連携した自転車安全教 室の実施(DCMホーマック)



自転車安全教室

- ○自転車利用者等の自転車損害賠償保険等の必要性や加入促進に 向けた普及啓発
 - ・市町村や関係団体、レンタサイクル事業者等への周知
 - ・日本損害保険協会の講師派遣制度を活用した周知
- ○レンタサイクル事業者等の保険加入状況等の把握





損害賠償保険の必要性や 加入促進に向けた講演

啓発資材

- ○自転車利用環境の整備
 - ・自転車ネットワークに基づく安全で 快適な自転車通行空間の整備 (旭川市)
 - ・無電柱化により、視認性が向上する ことで、安全性・快適性を確保 (倶知安町ほか)



自転車ネットワーク計画に 基づく整備(旭川市)

Ⅲ サイクルツーリズムの推進

楽しく 快適

雄大で豊かな自然や冷涼な気候など、本道の各地域の優位性を生かしながら、**北海道ならではのサイ** クルツーリズムを推進

- ○北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業 来道観光客の増加を図るため、サイクリングが盛んな地域に対 し、戦略的にPRを実施(台湾、香港、シンガポール、タイ、 豪州)
 - ・海外メディア、インフルエンサー等の招聘
 - ・海外サイクルイベントへの参加
 - ・サイクリスト向け現地プロモーション
 - ・WEBプロモーション



メディア・ インフルエンサー招聘



カーフリーサンデー2018 (シンガポール)

- ○地域特性を生かしたサイクルツーリズムの取組への支援 (地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業)
 - ・南空知サイクルツーリズム推進事業
 - ・奥尻航路サイクルツーリズム誘客促進事業
 - ・摩周・鶴居 台湾友好観光推進事業
 - ・冬に自転車でめむろを楽しむ仕組みづくり など

○サイクルツーリズム推進事業 サイクリングを目的とする来道者増加に向けた受入体制の整備

区分	実施内容
データベー ス構築	道内各地域のサイクリングコースや拠点施設の調査及びデー タベースの構築
サイクルツ アー検証	輸送を組み込んだサイクリスト向けのモニターツアー実施
サイクリン グ周遊拠点 の整備	モデル地区を選定し、既存の休憩施設等をサイクリング周遊 拠点として運用するための整備支援
セミナーの 開催	民間事業者、自治体等を対象としたセミナー実施

- ○地域特性を生かしたサイクルツーリズムの取組 (地域政策推進事業)
 - ・西蝦夷300年 新交流時代創造事業<STEP2>
 - ・宗谷地域サイクルツーリズム推進事業
 - ・オールオホーツク来訪振興促進事業など
- ○開発局と連携した広域的なサイクリングルートの検討
 - ・北海道サイクルルート連携協議会の設置
- ○大規模自転車道線(道内10コース)の整備(再掲)
 - · 札幌恵庭自転車道線等

今後の方向性

令和2年度~

平成30年度~ 自転車振興のキックオフ 自転車振興のさらなるステップアップ

自転車を 「知る」 「使う」

自転車の魅力を 生かした多様な サイクルスタイ ルの実現

◆自転車利用の裾野を拡大するための持続的 活用・検討 な普及啓発

◆健康増進や環境負荷低減など、自転車の魅 力やメリット等を幅広い層に訴求していく ため、企業、市町村、大学等と一体となっ た取組の展開

自転車利用 環境向上会 議の開催を 通じて構築 したネット ワークの活 用

自転車を 「安全」 「安心」

自転車を安全で 安心に利用する ことのできる環 境の構築

◆自転車の安全利用や自転車損害賠償保険等 の加入促進に向けた取組の拡大に向け、自 転車関係団体や民間事業者等と一体となっ た取組の展開

◆自転車と自動車の相互理解の促進に向けた 持続的な普及啓発

これまでの 取組や国内 外の事例等 を参考とし た自転車の 戦略的活用 の検討

「楽しく」 「快滴 |

サイクルツーリ ズムの推進

◆広域的なサイクリングルートの形成に向け、 国、市町村、関係団体等と一体となった取 組の展開

活用·検討

自転車を

誰もが安全 ·自転車(S) 快適で楽 北海道」 自転車を利 の実現 用 できる

令和2年度における「自転車活用等促進事業」について

<関係者の更なる連携>

- (1) 自転車利用環境向上会議で構築した**民間事業者等とのネッ** トワークの活用
- (2) 北海道の特性に合った利活用 の推進に向けた**北海道自転車** 活用等推進連携会議の充実・ 連携強化
- (3) <u>北海道サイクルルート連携協</u> 議会との連携
- (4) 市町村への自転車活用支援と 全道一体となった効果的な情 報発信に向けた連携
 - ※ 自転車利用環境の向上等の取組を行う 全国会議で、昨年は札幌市で開催した もの(今年はさいたま市)

<普及啓発・活用の推進>

「現時点で出来る利活用の推進」と「新型コロナウィルス感染症終息後 の反転攻勢に向けた取組」の2つのフェーズでの取組を、関係者のご意 見をいただきながら、委託事業として実施

- (1) 北海道自転車活用等推進連携会議等からの意見聴取
- (2) 公募型プロポーザル方式による委託事業の実施

【現時点で出来る利活用の提案・実施】

例1:「環境◎」「健康◎」「安全利用の啓発」を前面にした取組

例2:WEBを活用したバーチャルイベントなど人を集めない

利活用の推進

【終息後の反転攻勢に向けた取組の提案・実施】

例1:効率的な情報発信の体制の構築と実施(SNSなどを含む)

例2:終息後の利活用推進のスタートダッシュに向けたPR素材の

作成

(多様なターゲットに向けた、北海道の特性にあった更なる 利活用推進のための素材を作成)

誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる

「感動!自転車②北海道」の実現

<国内外の先進地調査>

北海道の特性に合った更なる利活用の促進に向けた**先進地調査について**は、新型コロナウィルス感染症の状況を見極め検討する

<参考> 北海道自転車条例の概要

┆ 施行期日:平成30年4月1日

· ・※義務規定(第16条第3項)は平成30年10月1日

目的・基本理念(第1条・第3条)

- ○自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進
 - ①環境への負荷の低減 ②災害時の交通機能の維持
 - ③道民の健康の増進 ④自転車利用者及び歩行者の安全確保
 - ⑤サイクルツーリズムの振興

基本的施策(第10条~第15条)

◆体制の整備

◆自転車交通安全教育の推進

◆普及啓発等

- ◆自転車専用道路等の整備
- ◆サイクルツーリズムの推進
- ◆財政上の措置

責務・役割等

道(第4条)

- ○総合的な施策の策定・実施○市町村への助言等
- ○国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携

自転車利用者(第5条)

- ○関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点 検整備
- ○乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着
- ○自然環境の保全への配慮
- ○冬期における道路状況を考慮した適正な器材の装着等
- ○自転車損害賠償保険等への加入(第16条第1項)

自動車等運転者(第6条)

- ○自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮
- ○自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行

道民(第7条)

- ○自転車の活用等の推進に関する理解
- ○関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・ 啓発
- ○国、道、市町村の施策への協力

【保護者】

○幼児・児童・生徒への自転車交通安全教育の実施(第18条第2項)

事業者(第8条)

- ○事業活動における自転車の活用等の推進
- ○事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合は、関連法令 の遵守、乗車用ヘルメットの着用を推奨
- ○国、道、市町村の施策への協力

【自転車小売業者】

- ○自転車損害賠償保険等に関する啓発等(第16条第2項)
- ○購入者への防犯登録の必要性等の説明・乗車用へルメット着用の推 奨等(第17条第1項・第2項)

【自転車貸付業者】[義務]

- ○借受者への必要な情報提供等(第17条第3項)
- ○自転車損害保険等への加入(第16条第3項)

【自転車を事業の用に供する事業者】[義務]

○事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入(第16条第3項)

【学校】

○児童・生徒・学生への自転車交通安全教育の実施(第18条第1項)

自動車関係団体(第9条)

- ○自転車の活用等に関する機運醸成のための活動
- ○国、道、市町村の施策への協力

7



北海道自転車利活用推進計画 概要版

~誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる『感動!自転車(※)北海道』~

はじめに ~ 北海道自転車利活用推進計画について ~

1 策定趣旨

- 社会環境の変化に伴い、自転車の果たす役割は、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、災害 時の活用など、大きく広がってきている
- 国においても、平成29年5月に「自転車活用推進法」を施行、自転車の活用の促進に向けた取組が加速
- 道では、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成30年4月1日に「北海道自転車条例」を施行
- 本計画を「自転車活用推進法」第10条の規定に基づく、都道府県自転車活用推進計画として策定し、 「北海道自転車条例」が掲げる理念の実現に向け、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進

2 推進期間

策定時から2020年度まで(国の自転車活用推進計画期間に準ずる)

1 現状

1 自転車を取り巻く環境

- 日常生活での利用交通手段では、自家用車の移動が大半を占め、自転車を利用した移動は1割程度
- 健康志向や環境意識の高まりなど、最近の社会環境の変化を受け、利用目的が多様化の傾向
- ② 全交通事故件数に占める自転車関連事故の構成比は約20%前後と横ばい傾向。また、近年、自転車事故をめぐる損害賠償も高額化
- 安全で快適な自転車利用環境の創出のため、歩行者と分離された自転車通行空間の整備を推進
- 地域活性化の新たな取組として、各地でサイクルツーリズムの取組が展開

【今後に向けての課題】

- 自転車の利用拡大を図っていくためには、自転車が持つ幅広い効果やメリットの理解促進が必要
- 自転車の安全利用を進めていくためには、「自転車は車両である」との認識を共有し、道路を利用する全ての人々が、お互いの立場を思いやることができる走行環境づくりを進めるとともに、歩行者と分離された自転車通行空間の効果的・効率的な整備が必要
- また、自転車利用者等の自転車損害賠償保険等の加入の必要性の理解や加入促進を図ることが必要
- サイクルツーリズムの推進のためには、その魅力の発信やサイクリストをサポートする様々な 取組が必要

2 本道における取組

自転車の活用及び安全な利用に関する施策の総合的な推進のため、平成30年4月に「北海道自転車条例」を施行し、自転車の持つ幅広い利点やメリットを生かした利用促進が図られるよう、条例の普及啓発や交通安全教室の実施、自転車の利用促進のためのイベントの開催、海外からのサイクリストの誘客に向けたプロモーションなど、様々な取組を展開

1 北海道のめざす姿



2 3 つの視点と展開方向

自転車を 知る・使う

[展開方向 I]

自転車の魅力を生かし た多様なサイクルスタ イルの実現

- ① 自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進
- ② 自転車利用環境の整備の推進

動! ! 自転車を 安全·安心に 利用する

[展開方向Ⅱ]

自転車を安全で安心に 利用することのできる 環境の構築

- ① 交通安全教育の推進
- ② 自転車損害賠償保険等への加入促進
- ③ 災害時における自転車の活用
- ④ 自転車利用環境の整備の推進(再掲)

自転車を 楽しく・快適 に利用する

[展開方向Ⅲ]

サイクルツーリズムの 推進

- ① 国内外のサイクリストの誘客
- ② 北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出
- ③ 自転車利用環境の整備の推進(再掲)

北海道

感



[展開方向 |] 自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

自転車を正しく「知り」、安全で快適な環境で「使う」ことにより、 多くの道民が楽しく自転車を利用できる北海道を実現



自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進

X	分	内容
課	題	・自転車が持つ幅広いメリットや効果等、自転車に対する正しい知識の啓発・日常生活における身近な交通手段や健康増進のための取組など、自転車の更なる利用促進
主な耳	汉組	・自転車活用を促進する企業、自治体、大学、団体等の連携強化 ・自転車の利用促進に向けたイベント、フォーラム等の開催 ・タンデム自転車の公道走行に関する検討

自転車利用環境の整備の推進

X	少	内容
課	題	・歩行者、自転車利用者、自動車等運転者の相互理解の促進・新たな自転車利用者の拡大に向けた、安全に安心して利用できる身近な通行空間の整備
主な国	取組	・自転車と自動車の相互理解の促進に向けたキャンペーンの実施・自転車専用道路等の整備促進・自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置などを整備したマップの作成

安全 安心

[展開方向 ||] 自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築

交通ルールとマナーを守り、自転車を「安全」に利用し、 道路を利用する全ての人が「安心」して自転車を利用できる北海道を実現



交通安全教育の推進

区分	内容
課 題	・自転車に関する交通ルールやマナーの理解促進 ・自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」であるとの認識の共有
主な取組	・交通安全教室の開催などによる交通安全教育の推進 ・自転車の安全利用に向けたフォーラム、イベントの実施 ・外国人旅行者等、海外からの利用者へのルール、マナーの普及啓発



自転車損害賠償保険等への加入促進

X	分	内容
課	題	・北海道自転車条例の規定(自転車貸付業者等は、損害賠償保険加入が義務等)の理解促進・自転車損害賠償保険等の加入促進
主な耳	取組	・自転車損害賠償保険等の加入の必要性に関する普及啓発・損害保険協会等との連携強化の検討



災害時における自転車の活用

X	分	内。
課	題	・災害時における移動手段の確保という観点からの自転車活用の可能性に関する検討
主な耳	汉組	・国の検討状況や他自治体における活用等を踏まえた災害時における自転車の利活用 に向けたあり方等の検討



自転車利用環境の整備の推進(再掲)

X	分	内容
課	題	自転車対歩行者の事故の防止自転車と歩行者を分離した走行環境の整備
主な耳	取組	・自転車専用道路等の整備促進(再掲) ・道路標識の設置や適切な路面表示(矢羽根型)など、自転車利用環境の整備
		・路肩への路上駐車の取締強化など安全な自転車通行空間の確保

楽しく 快適

[展開方向Ⅲ] サイクルツーリズムの推進

国内はもとより、海外からも多くのサイクリストが、 「楽しく」「快適」にサイクリングすることができる北海道を実現



国内外のサイクリストの誘客、北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出

区	· 内 容
課題	・本道を訪れるサイクリスト等に係るデータの収集・分析
	・自治体、関係機関、民間事業者等との連携促進
主な取組	・サイクリング環境の向上に向けたサイクリストの嗜好やニーズ等の把握、分析
	・国や地域など、市場ニーズ・ターゲットに応じた戦略的なプロモーションの展開
	・サイクリングガイドなどサイクルツーリズム推進を担う人材の育成・確保の検討



自転車利用環境の整備の推進(再掲)

X	分	内容
課	題	・観光客に魅力的なサイクリングルートの整備・磨き上げ
		・国内外への情報発信の強化
主な	取組	・国が検討しているナショナルサイクルルートを見据えた広域的なサイクリングルートの検討・整備
		・案内標識や路面表示(矢羽根型)など安全・安心で快適な満足度の高いサイクリング環境
		づくりの推進
		・サイクリングルートやレンタサイクルなど、利用ニーズを踏まえた情報発信

Ⅲ 施策の推進

1 施策推進の考え方

- ・幅広い分野にわたる自転車関連施策を相互に連携させ、効果的かつ効率的に推進
- ・「北海道SDG推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、「感動!自転車◎北海道」の実現に向けた取組を展開

2 施策の推進管理

PDCAサイクルに基づく「目標管理型行政運営システム」等を活用し、年度ごとに自転車関連施策の推進状況を取りまとめ